

第121期定時株主総会 株主総会参考書類（別冊）

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当による募集株式（A種種類株式及びB種種類株式）発行の件

シャープ株式会社

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社における事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、以下の事業に関する事項を目的に追加し、また、これに伴う号数の変更等を行うものです。（変更案第3条）
- ・MEMS※ディスプレイなど液晶以外の表示装置の製造及び販売（同第8号）
 - ・各種機械器具の再整備に関する事業（同第11号）
 - ・電気の小売り事業（同第12号）
 - ・農産物の生産及び販売（同第13号）
 - ・化学製品の製造及び販売（同第14号）
 - ・各種機械器具の製造又は農産物の生産等に関する工場の企画、運営に関する事業（同第15号）
 - ・仮想移動体通信事業など電気通信事業（同第16号）
- ※MEMS：Micro Electro Mechanical Systems（微小電子機械システム）
- (2) A種種類株式及びB種種類株式（以下、「本種類株式」といいます。）の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式及びB種種類株式を追加し、A種種類株式及びB種種類株式に関する規定を新設するとともに、A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。なお、本種類株式を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。（変更案第6条、第6条の2、第6条の3、第8条、第17条の2）
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる対象役員の範囲が変更されたことから、今後の多様な取締役及び監査役の選任の可能性を考慮し、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても当社と責任限定契約を締結することができるよう規定を変更するものです。（変更案第26条第2項、第35条第2項）
- なお、第26条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- また、本変更案が承認された場合、すでに締結済のものを含め、全監査役との間で、法令に定める限度額まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 通信機械器具の製造及び販売	1. }
2. 電気機械器具の製造及び販売	2. }
3. 電子応用機械器具の製造及び販売	3. }
4. 医療機械器具の製造及び販売	4. }
5. 計量機械器具の製造及び販売	5. }
6. 空調・厨房等ビル、住宅関連設備機器の製造及び販売	6. }
7. その他機械器具の製造及び販売	7. }
8. 半導体素子、液晶表示装置、太陽電池その他前各号の各種機械器具に付帯関連する装置又は部品の製造及び販売	8. <u>液晶表示装置その他の表示装置、半導体素子、太陽電池その他前各号の各種機械器具に付帯関連する装置又は部品の製造及び販売</u>
9. 前各号の機械器具等の設置又はその製造設備に関する工事及び一般建設工事の設計・施工並びに請負の業務	9. }
10. ソフトウェアの作成及び販売	10. }
11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務	11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務並びに古物の売買
12. 発電及び電気の供給に関する業務	12. 発電並びに電気の供給及び売買に関する業務
(新 設)	13. <u>農産物の生産及び販売</u>
(新 設)	14. <u>化学製品の製造及び販売</u>
(新 設)	15. <u>前各号に関連するエンジニアリング事業</u>
13. 情報通信サービス、情報処理サービス及び情報提供サービス業務	16. <u>電気通信事業並びに情報通信サービス、情報処理サービス及び情報提供サービス業務</u>
14. 信用保証、金銭の貸付及びファクタリング業務	17. }
15. 生命保険の募集及び損害保険代理業務	18. }
16. 一般旅行業務	19. }
17. 労働者派遣業務	20. }
18. 前各号に付帯関連する一切の事業及び業務	21. }

現 行 定 款	変 更 案						
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>25</u>億株とする。 (新 設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50</u>億株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td><td>50億株</td></tr> <tr> <td>A種類株式</td><td>20万株</td></tr> <tr> <td>B種類株式</td><td>2万5,000株</td></tr> </table> <u>(A種類株式)</u> 第6条の2 当社の発行するA種類株式の内容は、<u>次項から第11項までに定めるものとする。</u> ②剰余金の配当 1. A種優先配当金 <u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種類株式を有する株主（以下、「A種類株主」という。）又はA種類株式の登録株式質権者（A種類株主と併せて以下、「A種類株主等」という。）に対し、第11項第1号に定める支払順位に従い、A種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。</u> <u>なお、A種優先配当金に、各A種類株主等が権利を有するA種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> 2. A種優先配当金の金額 <u>A種優先配当金の額は、1,000,000円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、それぞれの半期事業年度ごとに</u>	普通株式	50億株	A種類株式	20万株	B種類株式	2万5,000株
普通株式	50億株						
A種類株式	20万株						
B種類株式	2万5,000株						

現 行 定 款	変 更 案
	下記算式により算定される年率(以下、「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。 $A種優先配当年率 = \text{日本円TIBOR}(6\text{か月物}) + 2.5\%$ 「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各半期事業年度の初日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下、「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として、インターコンチネンタル取引所(ICE)によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が平成28年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成27年6月30日)(同日を含む。)

現 行 定 款	変 更 案
	から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。 3. 非参加条項 当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。 4. 累積条項 ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計

現 行 定 款	変 更 案
	算においては、第2号ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るA種優先配当年率で、1年ごと（ただし、1年日は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第11項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。 ③残余財産の分配 1. 残余財産の分配 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11項第2号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が

現 行 定 款	変 更 案
	行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2. 非参加条項 A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 3. 日割未払優先配当金額 A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、本条においてA種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。 ④議決権 A種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑤普通株式を対価とする取得請求権 1. 普通株式対価取得請求権 A種種類株主は、平成31年7月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式

現 行 定 款	変 更 案
	を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。 2. <u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。 3. <u>当初取得価額</u> 平成31年7月1日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）。ただし、当初取得価額が100円（ただし、第6号の調整を受ける。以下、本条において「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当該30取引日の

現 行 定 款	変 更 案
	間に第5号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は第5号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。 4. 取得価額の修正 取得価額は、平成32年1月1日及びそれ以降の6か月ごとの応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、本条においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日から適用される。ただし、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（ただし、第6号の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちのいずれか高い方の金額（以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が当初取得価額の150%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（ただし、第6号の調整を

現 行 定 款	変 更 案
	受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。 5. 取得価額の調整 a 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により、取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
	(c) 本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により、取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

現 行 定 款	変 更 案
	$\frac{\text{調整後取得価額} - \text{調整前取得価額}}{\frac{\text{当社が保有する普通株式の数} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{(発行済普通株式数)} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}} \times \frac{\text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{(発行済普通株式数)} - \text{当社が保有する普通株式の数}}$ (d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行

現 行 定 款	変 更 案
	又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 (e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。）の合計額が本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。上記

現 行 定 款	変 更 案
	にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 b 本号aに掲げた事由によるほか、本号b(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。 (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 (b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

現 行 定 款	変 更 案
	(c) その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 c 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 d 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。 e 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本eにより不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 6. <u>上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額の調整</u> 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」、「下限取得価額」又は「当初下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。 7. <u>普通株式対価取得請求受付場所</u> 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 8. <u>普通株式対価取得請求の効力発生</u> 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

現 行 定 款	変 更 案
	9. 普通株式の交付方法 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。 ⑥金銭を対価とする取得請求権 1. 金銭対価取得請求権 A種種類株主は、平成33年7月1日以降、 (a)償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）から、(b)償還請求日において発行済の全てのB種種類株式（当社が有するものを除く。）の数にB種残余財産分配額（次条第3項第1号に定義される。）を乗じた額を控除した額（以下、本条において「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに (ii) A

現 行 定 款	変 更 案
	種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ただし、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 2. 償還請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 3. 償還請求の効力発生 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。 ⑦金銭を対価とする取得条項 当会社は、平成28年7月1日以降、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、B種種類株式の発行済株式(当会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において

現 行 定 款	変 更 案
	「金銭対価償還日」という。) が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ⑧譲渡制限 A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。 ⑨自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除 当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。 ⑩株式の併合又は分割、募集株式の割当て等 1. 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

現 行 定 款	変 更 案
	2. <u>当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> 3. <u>当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u> ⑪優先順位 1. <u>A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金（次条第2項第1号に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（次条第2項第4号に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金相当額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。</u> 2. <u>A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る剰余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る剰余財産の分配を第2順位、普通株式に係る剰余財産の分配を第3順位とする。</u> 3. <u>当会社が剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(B種種類株式)</u> <u>第6条の3 当会社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。</u> <u>②剰余金の配当</u> <u>1. B種優先配当金</u> <u>当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対し、第10項第1号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。）を行う。</u> <u>なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>2. B種優先配当金の金額</u> <u>B種優先配当金の額は、配当基準日が平成30年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、7.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が平成30年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、8.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が平成28年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成27年6月30日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含</u>

現 行 定 款	変 更 案
	む。)までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。 3. 非参加条項 当会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。 4. 累積条項 ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2号ただし書の規定は

現 行 定 款	変 更 案
	適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がB種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が平成30年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.0%の利率で、当該事業年度が平成30年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.0%の利率で、1年ごと（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「B種累積未払配当金相当額」という。）については、第10項第1号に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。 ③残余財産の分配 1. 残余財産の分配 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第10項第2号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「B種残余財

現 行 定 款	変 更 案
	産分配額」という。)の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2. 非参加条項 B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 3. 日割未払優先配当金額 B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、本条においてB種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。))。 ④議決権 B種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑤普通株式対価とする取得請求権 1. 普通株式対価取得請求権 B種種類株主は、平成27年7月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」とい

現 行 定 款	変 更 案
	う。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 2. B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。 また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。 「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下のa乃至fの日に該当するか又はいずれの期間に属するかとの区分に応じて、以下のa乃至fに定める数値をいう。

現 行 定 款	変 更 案
	a 平成27年7月1日から平成28年6月30日まで：1.05 b 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで：1.12 c 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで：1.19 d 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで：1.26 e 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで：1.33 f 平成32年7月1日以降：1.40 3. 当初取得価額 248.3円 4. 取得価額の修正 取得価額は、平成27年9月15日及びそれ以降の6か月ごとの応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）の90％に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、本条においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日から適用される。ただし、修正後取得価額が100.0円（ただし、第6号の調整を受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限

現 行 定 款	変 更 案
	取得価額とし、また、修正後取得価額が (i) 初回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額（ただし、次号の調整を受ける。）、(ii) 初回の取得価額修正日以降、第2回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額（ただし、次号の調整を受ける。）又は初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）のうち低い方の額、(iii) 第2回の取得価額修正日以降においては、当初取得価額（ただし、次号の調整を受ける。）、初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）又は第2回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）のうち最も低い額（ただし、いずれも下限取得価額を下回らず、かつ、第6号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

現 行 定 款	変 更 案
	5. 取得価額の調整 a 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により、取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。 (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
	(c) 本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により、取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

現 行 定 款	変 更 案
	$\frac{\text{調整後取得価額} - \text{調整前取得価額}}{\frac{\text{当社が保有する普通株式の数}}{\frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}} \times \frac{\text{（発行済普通株式数）} + \text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$ (d) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行

現 行 定 款	変 更 案
	又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 (e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。）の合計額が本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。上記

現 行 定 款	変 更 案
	にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 b 本号aに掲げた事由によるほか、本号b(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。 (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 (b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

現 行 定 款	変 更 案
	(c) その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 c 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 d 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。 e 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本eにより不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 6. 上限取得価額及び下限取得価額の調整 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。 7. 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 8. 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

現 行 定 款	変 更 案
	9. 普通株式の交付方法 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。 ⑥金銭を対価とする取得条項 当社は、平成28年7月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、（i）B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに（ii）B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属する

現 行 定 款	変 更 案
	かの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。 1. 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで：1.12 2. 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで：1.19 3. 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで：1.26 4. 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで：1.33 5. 平成32年7月1日以降：1.40 ⑦譲渡制限 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。 ⑧自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除 当社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。 ⑨株式の併合又は分割、募集株式の割当て等 1. 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。 2. 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 3. 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 ⑩優先順位 1. A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金相当額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 (新 設) (取締役の責任免除及び社外取締役との間の責任限定契約) 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。 2. <u>A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</u> 3. <u>当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u> (単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、<u>A種種類株式及びB種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u> (種類株主総会) <u>第17条の2 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会について準用する。</u> <u>②第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u> (取締役の責任免除等) 第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (監査役の責任免除及び社外監査役との間の責任限定契約) 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の責任免除等) 第35条 (現行どおり) ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第2号議案 第三者割当による募集株式（Ａ種種類株式及びＢ種種類株式）発行の件

当社は、下記 1.に記載の理由により、会社法第199条の規定に基づき、下記 2.に記載の内容で、第三者割当により募集株式（Ａ種種類株式及びＢ種種類株式）を発行いたしたいと存じます。

なお、本種類株式の発行は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生することを条件といたします。

1. 第三者割当により募集株式を発行する理由

(1) 本種類株式発行の目的及び理由

当社は平成25年に中期経営計画を策定し、「再生と成長」の実現に向けて、事業ポートフォリオの再構築、液晶事業の収益性改善、アセアンを最重点地域とした海外事業の拡大、全社コスト構造改革による固定費削減、財務体質の改善に全力で取り組んでまいりました。その結果、平成26年3月期においては連結営業利益108,560百万円、連結当期純利益11,559百万円を計上して黒字化を達成するなど、一定の成果は見られたものの、平成27年3月期においては米州の液晶テレビやエネルギーソリューションの事業環境悪化への対応不足、中小型液晶の市場変化の見誤りと価格下落への対応力・営業力不足に加え、体質改善処理としてソーラーパネルのポリシリコンの長期契約に対する単価差の引当、及び中小型液晶の在庫評価減を織り込んだことにより、大幅な赤字を計上するに至りました。かかる状況を打開し、再び業績回復基調を取り戻すため、当社は、抜本的構造改革を踏まえた中期経営計画（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

そして、株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下、「三菱東京ＵＦＪ銀行」といいます。）による出資により、財務体質の安定化を図った上で、抜本的構造改革を断行するとともに、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第Ⅰ号投資事業有限責任組合（以下、「ＪＩＳ」といいます。）から調達する資金を、成長分野への投資資金に充当することで、当社グループの安定的収益基盤の構築を目指すため、本種類株式を発行いたします。

当社は、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、平成27年3月期において、連結純資産は44,515百万円となり、当社の純資産が大幅に減少している財務状況に鑑みると、財務体質の安定化を図るためには、金融機関等からの借入や社債発行による負債性の資金調達を実施するよりも、資本性の資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

また、資金調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、普通株式の公募増資や第三者割当増資の実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと判断いたしました。当社としては、普通株式の急激な希薄化を抑制しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためには種類株式の発行による資金調達が最適であると判断いたしました。

そこで、当社は、当社の主要取引金融機関である みずほ銀行及び三菱東京ＵＦＪ銀行に対して、Ａ種種類株式を発行すること、また、種類株式による投資実績、投資家の特性、調達金額の規模等を勘案した上で、当社の現状、事業目的や経営方針にご理解をいただける投資家であるＪＩＳに対してＢ種種類株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

(2) 割当予定先を選定した理由

a. Ａ種種類株式

Ａ種種類株式については、Ａ種種類株式の発行により払い込まれる金銭を、みずほ銀行グループ及び三菱東京ＵＦＪ銀行グループから当社及び当社子会社が借り入れている有利子負債の弁済のための資金として使用する予定であります。この結果、当社の有利子負債が圧縮され、財務体質の改善を図ることが可能となります。また、当社としてもＡ種種類株式の発行により、みずほ銀行及び三菱東京ＵＦＪ銀行には今後も当社をご支援いただきたいと考えております。かかる理由により、当社はみずほ銀行及び三菱東京ＵＦＪ銀行を割当予定先として選定いたしました。

b. Ｂ種種類株式

Ｂ種種類株式の発行に際し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針、Ｂ種種類株式の発行の目的・商品性に対して賛同いただける投資家を検討した結果、国内で一定の投資実績を有するＪＩＳに対してＢ種種類株式を発行することといたしました。

なお、当社とＪＩＳとの間では、当社に対する出資に関する事項について、以下の内容を含む契約を締結しております。

(a) 当社の遵守事項

当社は、ＪＩＳが一定数以上のＢ種種類株式を保有する限り、①当社が本計画が達成されるよう合理的な最善の努力を尽くすこと、②ＪＩＳの指名する者２名を当社の非常勤の社外取締役として選任する議題及び議案を当社の株主総会に上程し、かかる議案が承認されるように合理的な最善の努力を尽くすこと、③ＪＩＳと共同で、本計画の進捗状況等を確認又は協議するためのモニタリング会議を設置・開催すること、

④当社及び当社子会社の定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得、剰余金の配当（但し、当社が行う場合のみ）、一定の重要な資産の処分、一定の組織再編行為、一定の借入・保証等、倒産処理手続の申立等、本計画の変更、その他株主総会の特別決議を要する行為等を行う場合に、ＪＩＳの事前の承諾を得ること（但し、ＪＩＳはかかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされています。）、⑤ＪＩＳに対して、法令遵守状況等の一定の報告を行うこと、⑥Ｂ種種類株式に係る剰余金の分配を実現するための分配可能額及び資金を創出するべく必要な措置をとるよう合理的に努力すること、⑦当社が当事者となっている一定の借入契約等に規定されている財務制限条項に当社が違反し、若しくは重大な債務不履行事由等に当社が該当する場合又は当社がＪＩＳとの間で締結した引受契約書に定める義務に重大な点で違反した場合、本計画の抜本的な改善を行うこと等を、ＪＩＳに誓約しています。

(b) 取得請求権の行使制限

ＪＩＳは、払込期日以降平成30年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、Ｂ種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。なお、ＪＩＳが、平成30年6月30日までの間、その保有するＢ種種類株式の全部又は一部を譲渡又は処分する場合、ＪＩＳは、予めその相手方をして、上記の普通株式を対価とする取得請求権の行使制限に関する義務を遵守することを当社に対して約させるものとされています。

(c) 払込義務の前提条件

第１号議案「定款一部変更の件」、第２号議案「第三者割当による募集株式（Ａ種種類株式及びＢ種種類株式）発行の件」、第３号議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」、第５号議案「取締役13名選任の件」のうちＪＩＳ指名に係る２名の選任が、それぞれ本定時株主総会において承認されること、みずほ銀行及び三菱東京ＵＦＪ銀行によるＡ種種類株式に係る払込みの完了並びにＪＩＳが合理的に満足する金融機関等調整に関する同意書の取得等が、ＪＩＳによるＢ種種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

(3) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容及び本定時株主総会に付議する理由

当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下、「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）に対して本種類株式の価値分析を依頼した上で、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーより、本種

類株式の算定報告書（以下、「本算定報告書」といいます。）を取得しております。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、一定の前提（本種類株式の配当率、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、当社普通株式の株価及び株価変動率等）の下、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルを用いて本種類株式の価値分析を実施しております。本算定報告書においては、A種種類株式の1株当たりの価格は664千円～847千円、B種種類株式の1株当たりの価格は1,182千円～1,279千円とされております。

なお、本種類株式の価値分析結果の詳細は、下記のとおりであります。

①本種類株式の価値分析結果の概要

A種種類株式 1株当たり664千円～847千円

B種種類株式 1株当たり1,182千円～1,279千円

②採用数値の概要

株価 202円（平成27年5月13日の東京証券取引所における終値）

配当利回り 0.0%（普通株式の直近の配当実績に基づき算出）

株価変動率 30%（直近の株価情報を日次観察して算出）

無リスク利率 0.46%（日本国債の長期利回りを採用）

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる本算定報告書における上記評価結果や、本種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本種類株式の発行は有利発行には該当しないと判断いたしました。

しかしながら、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することといたしました。

(4) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式を200,000株、B種種類株式を25,000株発行することにより、総額225,000百万円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途が合理性を有していることに照らしますと、本種類株式の発行数量も合理的であると判断しております。

また、本種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、本種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能

性があります。本種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、本種類株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない状態で、A種類株式で最大で議決権数2,000,000個、B種類株式で最大で議決権数350,000個の普通株式が交付されることとなり、全てを合計すると平成27年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である1,685,433個に対する割合は約139.4%（A種類株式の最大の希薄化率は約118.7%、B種類株式の最大の希薄化率は約20.8%）となります。

このように、本種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、①本種類株式の発行による自己資本の増強が財務体質の安定化に資すること、②A種類株式については、払込期日から4年後である平成31年6月30日まではみずほ銀行及び三菱東京UFJ銀行は普通株式を対価とする取得請求権を行使できない設計となっており、普通株式の早期の希薄化を回避し、本計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されているとともに、平成28年7月1日以降（B種類株式が自己株式を除き発行されていない限り）いつでも行使可能な金銭を対価とする取得条項を行使することにより、平成31年7月1日以降行使可能となる普通株式を対価とする取得請求権を行使させないことが可能となる設計がなされていること、③B種類株式の引受契約書において、転換制限解除事由が発生しない限り、払込期日から3年後である平成30年6月30日まではJISは普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、本計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されているとともに、平成28年7月1日以降いつでも行使可能な金銭を対価とする取得条項を行使することにより、原則として平成30年7月1日以降行使可能となる普通株式を対価とする取得請求権を行使させないことが可能となる設計がなされていること、④本種類株式に関する普通株式を対価とする取得請求権について修正後の取得価額に下限を設定していることにより、希薄化によって既存株主の皆様が生じる影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、当社としては、本種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理性があると判断しております。

2. 募集株式の内容

(1) A種種類株式

a. 募集株式の種類

A種種類株式

b. 募集株式の数

200,000株

c. 募集株式の払込金額

1株につき1,000,000円

d. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 100,000,000,000円（1株につき500,000円）

資本準備金 100,000,000,000円（1株につき500,000円）

e. 払込金額の総額

200,000,000,000円

f. 払込期日

平成27年6月30日

g. 発行方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

株式会社みずほ銀行 100,000株

株式会社三菱東京UFJ銀行 100,000株

h. A種種類株式の内容

A種種類株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

(2) B種種類株式

a. 募集株式の種類

B種種類株式

b. 募集株式の数

25,000株

c. 募集株式の払込金額

1株につき1,000,000円

d. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 12,500,000,000円（1株につき500,000円）

資本準備金 12,500,000,000円（1株につき500,000円）

- e. 払込金額の総額
25,000,000,000円
- f. 払込期日
平成27年6月30日
- g. 発行方法
第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号
投資事業有限責任組合に25,000株を割り当てる。
- h. B種種類株式の内容
B種種類株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

《メモ欄》